

鳥取県公報

◇告示 目次

- 普通水利組合の廃止許可
- 耕地整理組合の組織変更
- 普通水利組合の組織変更
- 耕地整理組合の解散
- 普通水利組合の組織変更
- 耕地整理組合の解散
- 土地改良区より理事の氏名、住所の届出
- 建設業者の変更登録
- 同右
- 建設業者の登録まつ、消
- 家畜死亡、廃用共済、生産共済の共済金額の
- 設定
- 防火建築帯造成補助金交付規程の制定
- 鳥取県農業改良事業所設置規程の一部改正
- 海区漁業調整委員会事務局の所在地改正
- 米穀等の輸送について指定

告示

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように米金井手土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏名	住 所
遠藤 正治	日野郡日光村大字富江
清水 正憲	大字吉原
中島 亀利	大字栃原
長尾 良一	大字大河原
木村 文治	大字大滝
田中 英敏	大字大坂
住田美喜夫	溝口町大字大倉
松尾 政壽	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県告示第三百九十八号

四箇村堰普通水利組合及び後谷溜池普通水利組合の廃止について、昭和二十七年八月一日許可した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第五條第二項の規定により、耕地整理組合の組織を変更して土地改良区となることについて次のとおり認可した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

耕地整理組合の名称	土地改良区の名称	認可年月日
東伯郡社村国光耕地整理組合	社村国光土地改良区	昭和二十七年八月一日
日野郡神奈川村洲河崎	神奈川村洲河崎	"
加勢蛇川沿岸	加勢蛇川沿岸	"
東伯郡上小鴨村耳	上小鴨村耳	"

鳥取県告示第四百号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、普通水利組合の組織を変更して土地改良区となることについて、次のとおり認可した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

普通水利組合の名称	土地改良区の名称	認可年月日
稲光井手普通水利組合	稲光井手土地改良区	昭和二十七年七月三十一日
松尾溜池	松尾溜池	"
四箇堰	四箇堰	"
中北條用水	新開	八月一日
佐野川	佐野川	"
米川	米川	"
新開川	新開川	"
蚊屋井手	蚊屋井手	"
五千石	五千石井手	"

天井川	宇田川	"
豊田井手	豊田井手	"
溝口谷川	溝口谷川	"
庄内村	庄内村	"
乙堰	乙堰	"
大枝吉方	大枝吉方	"
大口堰	大口堰	"
原溜池	原溜池	"
大井手	大井手用水	"
穂波溜池	穂波溜池	"
六尾堰	六尾堰	"

鳥取県告示第四百一号

次に掲げる耕地整理組合は、目的事項の完成により解散した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
耕地整理組合の名称 解散年月日

日野郡溝口町谷川耕地整理組 昭和二十七年六月三十日

旭村	"
溝口町大倉	"
西伯郡光徳村牛卸	七月三十日
東伯郡旭村曹源寺	昭和二十三年二月十五日
社村黒見第二	昭和二十四年十二月三十日

鳥取県告示第四百二号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、大井手普通水利組合の組織を変更して、大井手土地改良区となることについて、昭和二十七年八月一日認可した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百三号

次に掲げる耕地整理組合は、目的事項の完成により解散

した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

耕地整理組合の名称 解散年月日

八頭郡国英村高福第二耕地整理組合 昭和二十七年七月二十日

日野郡二部村二部宿 六月二十五日

日野村安井 七月二十日

津地 七月二十一日

津地第二 七月二十日

舟橋 七月十九日

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように北條土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏 名 住 所

山脇 仲藏 東伯郡倉吉町大字田内

山口 芳治 大字三明寺

大嶋 広正 上北條村大字穴窪

渡辺 勝太 大字小田

伊東 延治 大字新田

池田 滝藏 大字穴窪

仲倉 吉藏 大字大塚

木天 吉治 大字下古川

山本 金藏 大字小田

木天 繁治 大字下古川

吉田善太郎 大字中江

大嶋 傳藏 大字穴窪

磯江松次郎 中北條村大字江北

前田守太郎 大字国坂

生田 貢 大字江北

北野 忠三

橋田 芳藏

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年七月二十四日変更登録した。
昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事 昭和二十六年十月十九日 井田組 新米子市旗ヶ崎 井田丈一九〇

鳥取県告示第四百六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年八月五日変更登録した。
昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県告示第四百五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定に

森本 晴隆	大字国坂
岸田保太郎	下北條村大字土下
磯江 宗義	大字北尾
吉田 啓藏	大字下神
田熊 好治	大字米里
斉尾 昌夫	大字松神
山根 堯造	大字曲
野田千賀雄	大字土下
山本 半藏	大字北尾
中江 豊	大字下神
中村 喜一	大誠村大字東園
穂山 清重	大字西園
山辺 睿	大字瀬戸
沢住 辰藏	大字原
南場 義輝	大字六尾

鳥取県知事 昭和二十六年六月二十一日 中国土建 鳥取市若桜町五 旧 鷺坂千
 登録(イ) 六年六月 工業有限 二ノ一番地 新 代治 千
 第二一八号 二十一日 会社 光 宇治 田 事 昭和中 中山土建 鳥取市富
 光 宇治 田 事 昭和中 中山土建 鳥取市富 安二一七 中山牧藏 昭和二十
 九日 十月十 九日 十 一 七 年六月二十
 七

鳥取県告示第四百七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第九條第三項の規
 定による届出があつたので同法第十五條第一項の規定に
 より建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百八号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基
 く家畜死亡・廃用共済及び生産共済の共済金額を次のよ
 うに定め昭和二十七年八月一日から適用する。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	年 月 日	登録商号又は名称	主たる営業申請者	所在	地 域	死亡・廃用共済金額		生産共済金額	
						最高金額	最低金額	最高金額	最低金額
乳 牛		果下一円				一五〇、〇〇〇円	五、九一六円	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
乳用種雄牛		"				二〇〇、〇〇〇	六、四六三		
役員用種雄牛		"				一八〇、〇〇〇	八、四〇〇		
その他の牛		岩美郡				七〇、〇〇〇	二八、五七二	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇

種 雄 馬	果下一円		一五〇、〇〇〇	一九、〇四八	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
その他の馬	"		七〇、〇〇〇	一四、〇三五	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
種 雄 山羊	"		六〇、〇〇〇	一四、〇三五	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
その他の山羊	果下一円		七〇、〇〇〇	一、〇〇〇		
種 雄 羊	"		一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
種 雄 羊	"		一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
種 雄 羊	"		八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
種 雌 豚	"		八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

二、死亡・廃用共済の共済金額の段階は、七、生産共済金額の段階は三、とする。

鳥取県告示第百九号

防火建築帯造成補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

防火建築帯造成補助金交付規程

(総則)

第一條 県は、耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号以下「法」という。)第五條の規定に基き、防火建築帯の区域内において、耐火建築物を建築する建築主に対し市町村が補助金を交付する場合の建築費につき、当該建築主に対し、この規程の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金額の限度)

第二條 前條の規定による建設大臣が定めた耐火建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の八分の一に相当する額に補助の対象となる耐火建築物の床面積の合計を乗じた額と国からの補助金を加えた額以内とする。

2 法第七條第二項の規定による区域内においては、前項の規定は非常災害の発生した日から一年間に限り、同項中「八分の一」とあるのは「六分の一」と読み替えて適用する。

3 知事が造成促進上必要と認めた場合は、政令で定める区域外においても、前項の規定を準用する。

(補助金の交付)

第三條 前條の補助金は、当該耐火建築物の建築工事が完了した後において交付する。但し、工事完了前であっても当該建築主の申請に基いて、知事が必要と認められた場合は工事の工程に応じて分割交付することができる。

(補助金交付の申請)

第四條 第三條の規定による補助金の交付を受けようとする当該建築主は、別記第一号様式による申請書を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定通知)

第五條 知事は、前條の規定によつて提出された申請書

を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付を決定し、別記様式によつて、当該建築主に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第六條 当該建築主は、補助金の交付決定通知を受けた後に、第四條の規定によつて提出した書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付、取消、停止又は返還の手続)

第七條 知事は、法第八條第一項の規定により補助金の交付の取消、停止又は交付した補助金の返還をしようとする場合においては、あらかじめ、当該建築主に対し説明のため、意見を述べ、且つ、自己のため有利となる証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定によつて補助金の返還を命ぜられた当該建築主は、知事の発行する返納告知書によつて、当該補助金を返納しなければならない。

(指示)

第八條 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該建築主に対して必要な指示を行いその他書類の提出を求めることができる。

附 則

- 1 この規程は、「公布の日」から施行する。
- 2 この規程施行の際、防火建築帯の区域内において、現に工事中の耐火建築物については、この規程を準用する。

第一号様式

防火建築帯造成果費補助金交付申請書

防火建築帯造成補助金交付規程第三條の規定により補助金の交付を受けたいので内訳明細書を添えて申請します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

鳥取県知事

殿

第二号様式

鳥取県受建第 号

補助金交付決定通知書

昭和 年度(第 次)において補助金として次のとおり

一金 円交付します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

建築主 殿

鳥取県告示第四百十一号

鳥取県農業水利改良事業所設置規程(昭和二十五年十二月鳥取県告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條を次のように改める。

第二條 事業所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県南谷村外三箇村用水改良事業所	東伯郡南谷村大鳥居	東伯郡南谷村、上小鴨村、倉吉町、北谷村、山守村
鳥取県羽合用水改良事業所	東伯郡上井町	東伯郡上井町、上北條村、中北條村、花見村、橋津村、長瀬村、浅津村
鳥取県佐野川用水改良事業所	日野郡溝口町	日野郡溝口町、西伯郡幡郷村、五千石村、尚徳村、手間村、成美村
鳥取県深田川排水改良事業所	西伯郡外江町	西伯郡中浜村、余子渡村、上道村、境町、渡村
鳥取県北條浜かんがい事業所	東伯郡下北條村	東伯郡下北條村、上北條村、由良町、大誠村

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百十三号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百二十七号(海区漁業調整委員会事務局の所在地について)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

「同 中部 同 気高郡浜村町大字勝見八四四番地」を削る。

鳥取県告示第四百十四号

米穀等(米穀、米穀粉又はもち)を輸送し又はこれにつき輸送の委託をすることができる者及び数量を食糧管理法施行規則(昭和二十七年運輸省令第二号)第四十七條第一項第三号により次のように定めこの告示は公布の日から施行する。

昭和二十七年一月鳥取県告示第二十八号(主要食糧の輸送指定について)は廃止する。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 旅行に伴い旅行中の米穀等を携行する場合の一人当たり数量合計三疋
- 二 住居の移転に伴い転出証明書を所持し米穀等を移動輸送する場合の一人当たり数量合計五疋
- 三 米穀等の保管場所又は貯藏場所の移転、移築等に伴い当該米穀等を移動輸送する者
- 四 自己の所有する米穀を加工のため同一市町村内の加工工場所まで移動輸送する者及び市町村長の発行する加工証明書(別記様式)を所持し県内他市町村の加工工場所まで移動する者又は輸送の委託を受けた者

別記様式 米穀加工証明書

- 一 数量
- 二 加工場所
- 三 輸送期日
- 四 原料所有者

右相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市町村長 氏 名 印

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
鳥 取 取
所 縣 縣
鳥 鳥
鳥 取 鳥 取
市 市
取 東 東
縣 町 町
取
印
刷
所 縣